

弊庫の「インボイス制度」にかかる対応について

「インボイス制度」にかかる対応につきまして、弊金庫では以下の通りとさせていただきますのでお知らせいたします。

1. 領収書（受領書）や計算書、請求書への「適格請求書発行事業者番号と消費税額」の表示

弊庫の「適格請求書発行事業者番号」は T5 0800 0500 0108 となります。

10月1日以降、店頭などで紙媒体により発行する「消費税を含む手数料が表示された領収書（受領書）や計算書、請求書」（以下、領収書等）には「適格請求書発行事業者番号と消費税額」の表示をいたします。10月1日以降発行の領収書等で「適格請求書発行事業者番号と消費税額」の表示がないものにつきましては表示を追加させていただきますので、お手数ですが必要なお客様（事業者の方）はお申し出ください。

2. ATMなどの自動機発行のレシートやジャーナル

自動販売機などの機器で発行された手数料額が30,000円未満のレシート（領収書）の場合は「適格請求書発行事業者番号と消費税額」の表示は制度上不要となっております。

お客様（事業者の方）自身で帳簿等へ発行機器の所在地の記入をお願いいたします。

3. 「インボイス管理票」の発行

- (1) インターネットバンキングの基本料や振込手数料、残高証明書継続発行手数料などの「弊庫が手数料種類コードにより口座から引落しする手数料」の「適格請求書」として「インボイス管理票」を「店頭発行」または「WEB上での継続提供」(*)させていただきます。ご希望のお客様（事業者の方）はお手数ですがお申し出ください。

(令和5年9月末時点で法人インターネットバンキングを契約されているお客様（事業者の方）は、10月分から「WEB上での継続提供」を行う設定を弊庫でさせていただきますので、「WEB上での継続提供」のお申出は不要です)。

- (*) お客様毎のIDとお客様自らが設定したパスワードでWEB上のサイトにアクセスし、「インボイス管理票」をWEBクラウドからダウンロード等する方式です。WEBサイトのURLやID、初期パスワードは別途葉書で通知いたします。なお、パスワードを忘れた場合は取引店にお申し出ください。また、[WEBサイトの操作マニュアルは別紙](#)をご覧ください。

- (2) 「インボイス管理票」のWEB上での掲示は1か月単位での掲示とし、翌々月の初旬に掲示します（例：12月分…WEB上での掲示は2月初旬）。

前月分の明細がすぐ欲しい場合は、お手数ですが取引店にお申し出ください。

- (3) 「インボイス管理票」の提供はデータ保存期限の都合から、「店頭での発行分」はお申出頂いた月の前14か月、「WEB上での継続提供分」は8年が限度となります。

【ご注意】

発行する「インボイス管理票」には弊庫が手数料種類コードにより口座から引落しする「代金取立料」（取立手形や割引手形）、「融資取扱料」（手形貸付用紙代）などの「領収書等が発行されている手数料」の分も出力されます。

二重計算による過剰控除を防ぐため、「インボイス管理票」に出力された明細に該当する領収書等は消費税込計算においては利用しないようお願いいたします。

以上